

リラ即ち第三國との協定を半減す)竹製籠類及花蓮(國定三〇・〇〇リラ、協定二〇・〇〇リラ即ち第三國との協定税率を更に三分の一減す)に付ては「其の他」眞田以外は總て第三國との協定以下に輕減せしめたものである。(明治四十四年二月外務省條約改正係調査、日伊通商關係参照)

尤も上記日伊協定税率を設くるに付最惠國待遇により第三國品をして均霑せしめざるが爲めに彼我とも努力し伊國側に於ては本邦產品の特色を協定中に掲ぐる爲め麥稈眞田は六條裸麥製に限ることゝし、以て支那產歐洲產等をして均霑せしめざることゝした。扇子及團扇は竹製又は竹骨製とし、西、葡等の木骨製のものより區別し、漆器は日本漆を塗りたるものとし、獨逸產等より區別し、羽二重は一平方メートル四十「グラム」を超える練羽二重(目付約九・一匁付以下のもの)に限定した。本邦側に於ても其の協定の範圍を伊國特產品に限定するの方針を採用したが伊國側設置し、伊國は最惠國待遇によつて均霑するに過ぎざりしも、伊國は英、佛、獨等多數の協定税率に均霑し得たから、結局之れに満足することゝなつた。之れに反し小村條約改正となると本邦は英佛獨三國に對し其の特產物のみに付協定税率を設くるの方針を採用したから伊太利は最惠國待遇に依つて大なる利益を獲得することが不可能になつた。他面伊太利と日本との貿易關係は伊太利の方が強者の關係にあつたから、日本は伊太利に對して貿易關係は未だ不充分なるに拘らず互惠の基礎の下に協定税率を結ぶの已むを得ざるに至つたものである。

## 第九節 米、英、獨、佛、伊以外の諸國との條約交渉經過

### 第一款 概 説

小村外相は米、英、獨、佛、伊以外の陸奥條約改正國中丁抹、瑞典、諾威、白耳義、和蘭、瑞西、西班牙、葡萄牙、瑞地利洪牙利の九ヶ國に對しても夫々條約規定に從ひ明治四十三年七月十七日又は八月四日廢棄の通告を行ひ、當該國駐在本邦大公使をして條約改正を交渉せしむることゝした。當時是等諸國と本邦との貿易關係は次表の如くであつた。

國名	本邦よりの輸出額		本邦への輸入額		輸入に対する比率
	本邦側統計 によるもの	當該國統計 によるもの	本邦側統計 によるもの	當該國統計 によるもの	
丁抹	九一	五〇	九四	(一・〇)	(一・〇)
瑞典	六	一、六九八	一、六九八	(三・四・〇)	(八・三・〇)
諾威	一、一五五	六、三四一	六、九六〇	七、〇五一	一・一
白耳	三四九	四七〇	四一四	三八〇	〇・八
和蘭	二、五〇〇	二、四七六	二一、二三〇	一七、一六八	六・九
印度	五五	二、九〇三	四、二八三	〇・八	
西班牙	三九六	二六七	四四一	三九三	一・七
葡萄牙	八	一一一	一一七	(二・八)	
牙牙					

填 洪 國 一、一〇六 二、六五七 二、四六〇 一、九八一

〇・八

備 考 輸出入額は明治四十一年、四十二年二ヶ年平均とし、当該國貿易統計によるものは邦貨換算純輸出入額とす。（但 填洪國に付ては三十九、四十年の平均）又輸入の輸出に対する比は彼我統計による相互の輸入額を標準として比較せるものとす。

上表に依るに白耳義、填地利洪牙利、瑞西の如き本邦との貿易が中繼國に依り行はるゝ諸國に於ては、先方の統計所載輸入額は日本統計の輸出額よりも甚だ多額に計上されてゐる。その理由は日本統計に於ては、輸出の際究極の消費地が何處であるかは考慮せずに計上する。之に反しそれ等諸國の輸入統計に於ては關稅賦課の關係上、原產地證明書等を要求して發送國を嚴重に調査する結果佛獨伊等の諸國を通じて是等諸國に輸入される日本產品は日本よりの輸入として掲上されるのである。之れが爲めに是等諸國との條約交渉に於ては、先づ根本として彼我の貿易關係に付て意見が一致しない。先方は相當金額の物品を日本より輸入して居ると主張するに對して、私は日本の統計を基とし是等諸國に對する輸出は論ずるに足らずと主張するのである。本邦としては本邦統計に掲上なき輸出品に對する稅率協定を對償として、先方より本邦への輸入品に對して關稅輕減を爲すことは出來ないことである。斯かる事情の爲めに是等諸國との條約交渉は小村條約改正に於ても陸奥條約改正の際同様相當多難であつたのである。又是等諸國の多くは關稅協定主義を採用する結果單なる最惠國條款の交換にては本邦の方に利益があると思はれ、是等諸國も亦伊國同様英佛獨等に對し日本が如何なる關稅輕減を爲すか、即ち最惠國待遇の交換に依つて如何なる利益を得べきやを確めた後、新條約の交渉に應じようとする態度をとつた。結局小村條約改正に於ては英、獨、佛、伊との間に協定稅率を設定したが、其の協定品目は對手國の特產品を選定することに努めたから是等諸國よりの輸入品中關稅協定の利益に沿する程度は陸奥條約時代よりも減少した。從て是等諸國よりの輸入品にして例へば白耳義よりの硝子板の如く多大の關

稅引上げを蒙るものも生じた。而も前記の通り彼我貿易統計間に相當甚しき差異もあつた爲め是等諸國は改正條約の調印に難色を示したのである。

次に是等諸國との改正條約調印日及其の實施日を示せば左の通りである。即ち西、瑞西、丁、蘭、填洪、白、葡との間には舊條約失效迄に改正條約の發效を見るを得なかつたから、葡以外に付ては改正條約實施迄通商航海事項に関する暫定取扱が成立した。

國名	調印日	實施日
西班牙	明四四·五·一五	大四·七·一〇
瑞西	明四四·六·二一	明四四·一二·一〇
瑞典	明四四·五·一九	明四四·七·一二
英國	明四五·六·一六	明四五·七·一六
抹	明四五·二·一二	明四五·五·六
牙	明四五·七·六	大二·一〇·八
牙利	大一·一〇·二八	大二·六·一六
義	大一·一〇·二七	大一·四·五·三〇
蘭	昭七·三·一三	昭七·四·二二
白		
洪		
填		
葡		
萄		

## 第二款 其の他諸國との條約改正交渉經過

### 第一 西班牙との交渉

西班牙とは明治四十四年五月十五日馬德里に於て荒川（巨次）公使と同國外務大臣「ガルシア・プリエト」（Don

*Manuel Garcia-Prieto*との間に修好交通條約が調印せられた。尤も明治三十三年三月六日調印の特別通商條約は其の儘效力を存續せしむることゝし、廢棄の通告を爲さなかつた。新たに調印せられた修好交通條約中日英通商航海條約と異なるところは、

一 第十四條に於て本邦提案に準據し沿岸貿易に關する最惠國待遇を規定せず。

二 第十五條に於て領水内に在る商船内の紛議に關し歐羅巴大陸主義に従ひ船舶所屬國領事官に於て管轄權を有することを規定す。

三 第二十條に於て阿弗利加に於ける「セウタ」等一切の西班牙國屬地には本條約の規定を適用せず。但し日本國は右屬地に於て一切の場合に於て最惠國待遇を享受し得べきことを規定す。

四 第二十一條に於て本條約は明治四十四年七月十七日より實施し、條約期間を十ヶ年と規定す。

上記四に關し西班牙國政府側の都合により批准書の交換遅れ明治四十四年七月十七日より本條約を實施するを得ざりしに付、明治四十四年八月二十九日彼我の間に本條約は批准書交換の日より實施し、明治五十四年（一九二一年）七月十六日迄效力を有すべき旨の議定書を調印した。更に其後本條約第九條及第十二條に規定せる内國船舶待遇は西班牙國に於て不便とするに至りしに付大正二年五月十二日再び彼我の間に同條の保障は専ら内國船舶に許與せらるべき特典又は特權には適用せざるべき旨の宣言書に調印した。斯くして本條約は漸く大正四年（一九一五年）七月十日批准書交換せられ、實施せらるゝことゝなつた。

### 第一 瑞西との交渉

瑞西とは明治四十四年六月二十一日「ベルヌ」に於て秋月（左都夫）公使と瑞西國聯邦參議員兼商工農務省長官アドルフ・ドイバー（Adolph Deucher）との間に居住通商條約が調印せられた。本邦統計による瑞西より本邦への明

治四十、四十一年平均輸入額は二百九十万三千圓とし、其の主要品は懷中時計及其の部分品は九十五萬三千圓の多きに上り、其の他「モスリン」（九四七千圓）、コンデンスド・ミルク（三三三三千圓）、アニリン染料（二五七千圓）、アルミニューム（六六千圓）、藥品類（六四千圓）であった。之に對し瑞西統計による本邦より瑞西への平均輸入額は三百七十六萬六千圓にして、其の主要輸入品は生絲（二一八一二千圓）、屑絲類（四六七千圓）、麥稈眞田（二九八千圓）、絹織物類（八九千圓）であつた。然るに上記本邦への瑞西主要輸入品たる懷中時計類に付ては小村條約改正の際には再び國產保護の見地より特に從量稅制度（金製は從價五割、銀製は從價四割基準）に改め、又「コンデンスド・ミルク」に對しては從價五分基準より從價一割基準に引上げた。依て瑞西は條約改正に對し頗る難色を示した。併し兩國に於て無條約關係となると日本は瑞西への輸出品中麥稈眞田、絹織物等に付協定の利益を失ふ（生絲及屑絲は無稅）ことゝなる代りに、瑞西も亦日本に於て「アニリン」染料、モスリン、毛織絲等に對する佛獨等との協定稅率の利益を失ふことゝなるので、結局舊條約滿期前に新條約の調印實施を見るを得たのである。

瑞西との改正條約に於ては陸奧條約同様船舶に關する規定を一切削除した。同國に於て海港を有せざるが爲めである。又同條約第十五條に於ては本邦提案に從ひ本條約の規定は各締約國の領有し又は管治する一切の地域に之を適用すべきことを定め、同條第二項に於て本條約の規定は各締約國が専ら國境の兩側に於ける一定地帶内の國境貿易を便ならしむるが爲めに接境國に許與する關稅上の待遇に適用せざることゝした。瑞西に於ては國境各地に關稅自由地帶が存在するに付後者は瑞西にとり甚だ必要なる規定である。

### 第三 瑞典及諾威との交渉

兩國は明治三十八年六月以来外交權を分離するに至りたる爲め同年十二月十六日及明治三十九年一月六日付を以て在本邦瑞典及諾威兩國公使より右の旨本邦政府へ申出づると共に明治二十九年五月二日調印陸奧條約は依然兩國と本

邦との間に各別に有效なるべきことを通告した。依て小村外相に於ては明治四十三年七月十七日兩國に對し各別に陸奥條約の廢棄通告をなした。其後瑞典とは明治四十四年五月十九日「ストックホルム」に於て杉村（虎一）公使と同國外務大臣アルヴィト・トーブ（Arvid Taube）との間に、諾威とは同年六月十六日「クリスチヤニア」に於て同公使と同國外務大臣ヨハネス・イルゲンス（Johannes Irgens）との間に各通商航海條約及特別關稅相互條約を調印した。右兩國との改正條約は同年七月十二日又は七月十六日舊條約滿期前に辛うじて東京に於て批准書交換を了した。

兩國の通商政策は大體に於て等しく關稅協定主義の下に低關稅を採用して居る。尤も經濟上諾威は航海業を主とし、自由貿易主義に近きものを採用し經濟上英國に接近し、瑞典は工業をも重視し獨逸との關係が強い。而して本邦に對し後者は鐵鋼類及「バルブ」を、前者よりは木材及「バルブ」を輸入して居り、兩國とも常に本邦に對し輸入超過の立場に居る。從て條約改訂交渉は比較的容易にして兩國共本邦提案を異議なく同意した。兩國との改正通商航海條約は本邦提案に修正を加へ其の期限を日英條約に準じ十二ヶ年とした。又關稅條約第五條第三項に於て瑞典より諾威に許與し、又は諾威より瑞典に許與することあるべき特殊の便益にして第三國に許與せられるものについては、本條約の規定を適用せざるべきことを規定して居る。之れは所謂スカンヂナヴィア條項と稱せらるゝものである。尙兩國との通商航海條約第十八條（諾威）又は十九條（瑞典）及關稅條約第四條に於ては本邦提案通り本條約の規定は各締約國の領有し又は管治する一切の地域に之を適用すると規定した。

#### 第四 丁抹との交渉

丁抹との條約は瑞典及び諾威との條約の如く、本邦提案に基き通商航海條約及び特別相互關稅條約に分割して居り、前者の期限を十ヶ年、後者の期限を一ヶ年とした。丁抹は諾威と等しく自由貿易主義を採用する爲め改正條約の

締結は差して困難なかりしも、同國政府に於て日英條約調印を俟ち始めて交渉の開始を承諾したる關係上漸く明治四十五年二月二十三日に至り佐藤（愛麿）公使と同國外務大臣ラウルフキング（Laurvig）との間に調印せられた。同國との通商航海條約は改正日英條約に準據せること多きも、同條約第二十條及關稅條約第四條に於ては本邦提案の通り本條約の規定は各締約國の領有し又は管治する一切の地域に之を適用すと規定す。

#### 第五 和蘭との交渉

和蘭本國は自由貿易主義を採用し、又日本との間の貿易關係は僅少なる爲め條約改訂交渉は容易なるべき筈であるが、蘭領印度に關して問題が起つた。日本は臺灣の製糖業を振興せしめるために、蘭領印度の生産物たる砂糖に對する新關稅率を甚だしく引上げた。粗糖に對し從價五割、精糖に對し從價六割とした。之を明治三十九年の國定稅率に比較すれば兩者共僅に從價一割を引上げたに過ぎないが、陸奧條約に付ては精糖に付從價一割基準の協定があり、粗糖に對しては右に準じ原料糖戻稅を行つて居たから事實從價五分を課するに過ぎなかつた。然るに小村條約改訂に於ては砂糖關稅の引上げを以て最も主要なる事項となした。其の結果例へば和蘭標本二十號を超ゆる精糖の關稅は毎百斤〇圓八二七より四圓二五、又は四圓六五に即ち約五倍以上に引上げらるることとなつた。蓋し臺灣製糖業に特別保護を爲し以て日本に於ける自給自足を計畫せるが爲めである。之が爲めに和蘭との條約改訂交渉は遲延を餘儀なくせられたが結局日本國提案の通り新條約が明治四十五年七月六日海牙に於て佐藤公使と同國外務大臣スキンデン（Van Swinderen）との間に調印された。和蘭との改訂條約は關稅協定を包含せざる外大體に於て改正日英條約によれるものなるが、第十九條に於ては本邦提案の通り本條約の規定は各條約國の領有し又は管治する一切の地域に之を適用すべきことを規定した。此の規定により蘭領印度にも條約が適用せられることとなり日本には甚だ利益であつた。

#### 第六 奧地利匈牙利との交渉

墳洪國との交渉は同國と日本との貿易が獨伊等の仲経港を經由して行はるもの多き爲め彼我統計に於て貿易額の上に大差が在ると、同國が常に大國氣取りにて獨逸の爲すところに倣ひ、關稅協定其の他種々の要求を爲す爲め陸奥條約改正當時同様交渉抄々しく進行しなかつた。只陸奥條約改正の際と異り同國との條約改正が行はなければ一切他國との改正條約の實施が出來ぬと云ふ様なことがないので、陸奥條約の場合の如く強ひて兩國間に關稅協定を締結して迄先方の機嫌を取るの必要がなかつた。依て陸奥條約は明治四十四年八月四日其の效力を失ひたるも其の以後數次暫定取極により最惠國待遇の基礎の下に兩國間の通商航海關係を繼續することとなり結局大正六年十月二十八日至り維納に於て秋月（左都夫）大使と同國外務大臣ベルヒトルド伯（Comte Leopold Berchtold）及洪牙利國商務大臣ド・ベゼル（de Besseny）との間に改正通商航海條約が調印せられた。同條約は二十五ヶ條より成り關稅協定を包含せざる以外日獨改正條約と等しきも關稅に關しては特別相互關稅條約を設けず本條約第六條に於て最惠國待遇を約した。又同條に於ては本邦提案に基き輸出入禁止制限に關し最惠國待遇を約するに止め獨伊佛との條約に於けるが如く禁止制限の撤廃に關する絶對的規定を設けて居ない。第九條に於ては本邦提案に基き内國民漁業及之に準ぜらるべき漁產物及國境貿易に對し最惠國待遇の除外例を定め又日獨關稅條約第五條に準じ關稅同盟に付與せらるべき特惠を最惠國待遇の除外例とし、第二十二條には本邦提案に從ひ本條約は締結國雙方の領有し、又は管治する一切の地域に適用すべきを規定した。尙前記第九條後段に基き其後墳國政府は「リヒテンスタイン」公國（Principauté de Liechtenstein）にも本條約を適用すべき旨聲明をなした。

#### 第七 白耳義との交渉

小村條約改正に於ては旭硝子株式會社に於て製造を始めた板硝子及窓硝子を保護する爲、白耳義の特產品たる硝子板に對し、從來獨英との協定税率従價八分又は一割のものを従價二割五分基準に引上げた。白耳義政府は之を遺憾として提供せんとするものは日本產檜材に對する關稅輕減の外見るべきものなきところ右檜材の日本よりの輸入額は同國統計によるも僅に一〇八千圓に過ぎなかつた。之れに對し、硝子板類の本邦への輸入額一、八一七千圓の多額に達するに付兩者の輕重は比較すべくもなかつた。又檜材以外の白國への本邦重要輸出品は鯨油、織物材料、菜種油等であるが是等は何れも無稅又は低稅品であるから關稅協定の必要なきものであつた。結局陸奥條約失效後は久しく暫定同國の堅持する方針なるを説明した。然るに本邦としては之が爲めには本邦特許法の改正を要する等の事情もあり、容易に葡國政府の要求に同意を與へ得ざるものがあつた。之れが爲め同國との間には久しく無條約關係に陥つたが同國に於ては複關稅制度を採用し、更に無條約國船舶には特に高き噸稅を課する關係上新條約を成立せしめざるときは同國との輸出貿易を一切増進せしめ得ざることが明白となつた。依て歐洲大戰後新條約締結の必要は益々痛感せら立した。

#### 第八 葡萄牙との交渉

明治四十三年十月葡萄牙に於ては革命起り、王政崩壊し共和國となつた。之が爲め條約改正交渉は其の儘放任せられた。共和政體となりたる後始めて大正六年八月七日坂田（重次郎）駐西班牙公使に對し葡萄牙兼轄を命じ改正條約の締結に努めたるも、同國に於ては内國船に對し種々特典を與へ居る外葡萄牙特產品たる「ポルト」產葡萄酒保護の爲め改訂條約中に明文を以て他國產葡萄酒に對して「ポルト」なる名稱使用禁止を約せざる限り條約を調印せざるは同國の堅持する方針なるを説明した。然るに本邦としては之が爲めには本邦特許法の改正を要する等の事情もあり、容易に葡國政府の要求に同意を與へ得ざるものがあつた。之れが爲め同國との間には久しく無條約關係に陥つたが同國に於ては複關稅制度を採用し、更に無條約國船舶には特に高き噸稅を課する關係上新條約を成立せしめざるときは同國との輸出貿易を一切増進せしめ得ざることが明白となつた。依て歐洲大戰後新條約締結の必要は益々痛感せら立した。

ることとなり一旦昭和七年三月二十三日大田（爲吉）公使により通商航海に關する取極調印せらるゝこととなつたが、條約實施後同國はポルト葡萄酒名保護に關する本邦當局の條約實施振りに満足せず、同九年八月三十日同國政府よりの改正取極の廢棄を通告し同年一月三十一日限り再び無條約關係に入つた。

### 第十節 支那、露西亞、哥倫比亞及ボリビアとの條約締結

明治三十二年七月又は八月陸奧條約實施より同四十四年七月又は八月陸奥條約失效の間に於ては小村諸條約の外上記の通り英國との關係に於ては明治三十七年八月日印通商條約、又同三十九年一月日加通商條約が調印せられた。和蘭との間に於ては明治四十一年四月和蘭國の海外領地に關する領事職務條約が調印せられた。以上陸奥改正條約の補足とも稱すべきものである。其の後日露戰爭により露西亞との通商航海條約は效力を失ひたるが故に同講和條約第十二条の下に明治四十年七月二十八日聖彼得堡に於て本野（一郎）公使と露國外務大臣「イスヴォルスキイ」（Iswolsky）外二名との間に新通商航海條約が調印せられた。陸奧條約改正國以外に於ては明治三十六年十月八日上海に於て日置（益）一等書記官及小田切（萬壽之助）と清國代表工部尙書呂海寰外二名との間に日清道加通商航海條約が調印、同三十七年一月十一日より實施せられ、又明治四十一年五月二十五日華盛頓に於て高平（小五郎）駐米公使とゴーレース（Don Enrique Cortes）公使との間に日本哥倫比亞間に修好通商條約が調印、同年十二月十日より實施せられた。

然るに上記諸條約中支那との條約は我に有利なる片務的規定を有し、露及哥との條約は何れも相互對等の下に規定せられ、差して我に不利なる規定を包含せざるに付小村條約改正の際廢棄通告をなさざりしこも前に述べた通りである。而して是等諸條約中露西亞及支那との二條約に付ては第三章第一次世界大戰中に於ける對外通商交渉中に述べられたことは本邦條約改正沿革上注意すべき點である。

日哥修好通商航海條約の内容は全然明治三十一年二月三日調印の日本亞爾然丁間通商航海條約と同様にして兩締約國の一方に對し北米合衆國又は歐洲諸國と均等の待遇を附與することの根本原則の下に規定せられ居り有效期限を六ヶ月とした。尤も日哥新條約は本邦に於て列國との領事裁判權廢止後締結せられたるものなるに付日亞條約第一條に於て相互の國民又は船舶が他方の領土領海内に在る間は當該國の管轄權に服從するを要すと云ふが如き規定は削除せられたことは本邦條約改正沿革上注意すべき點である。

之に反し「ボリヴィア」「共和國との通商條約は大正三年四月十三日同國首都「ラ・バズ」に於て智利國駐在日置（益）公使と同國外務大臣「アルテアガ」との間に調印せられ、大正五年三月十五日「サンチャアゴ」に於て批准書を交換した。本條約は小村改正條約に則り第一條に於ては兩締約國の間に永久の和親あるべきこと、第二條に於ては入國の自由を冒頭に掲げたる後第一號乃至第七號に於て國法遵守の下に一、旅行、居住、生業、職業及生產、製造業に對する最惠國待遇、二、商業に關する内國待遇、三、家屋等の所有、賃借並に土地の賃借の自由、四、動產の占有、相續、及財產の處分に關する内國及最惠國待遇、五、不動產の取得、占有に關する最惠國待遇、六、強制兵役の免除及軍用徵發又は取立に關する内國及最惠國待遇、七、租稅、手數料に對する内國及最惠國待遇、第三條に於ては家宅等の不可侵に關する内國待遇、第四條に於て領事官の任職、及其の職務の執行及特典、免除に關する最惠國待遇、第五條に於て通商の自由、第六條に於て輸出入稅及輸出入の禁止制限に關する最惠國待遇、第七條に於て通過稅の免除、第八條に於て保稅庫人に關する便益等に關する内國待遇、第九條に於て貨物の内國稅に關する最惠國待遇、第十條に於て會社、組合の互認及右に關する最惠國待遇、第十一條に於て通商及工業に關する有條件最惠國待遇、第十二條に於て